

伊勢まなび高等学校いじめ防止基本方針

策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、人権教育推進代表

※その他必要に応じて、養護教諭・特別支援教育コーディネーター・担任等校内関係者及び心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等に出席を求めるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- いじめに関するアンケートの実施と結果集約
- いじめの認知および解消に必要と考えられる調査や教育相談の実施

年間計画等

情報等の報告

連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・授業公開週間の実施
- 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
- 生徒会活動の充実
- 人権教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
- 校内研修等の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員による観察
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・各学期1回のアンケート調査実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教員による教育相談
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・学校だより等の発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターンシップの実施
- ・学校関係者評価委員等の学校行事見学 等

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請 等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携 等